

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の 基本的な考え方に対する意見募集結果

1. 募集期間

平成30年9月14日（金曜日）から10月13日（土曜日）まで

2. 募集結果の概要

提出された方の総数：92名 提出された意見件数：335件

（1通の中にある、御意見と考えられる部分を「意見件数」としてカウントしております。）

3. 意見の内訳

項目	件数	御意見の抜粋
合計	335	
視点① 未然防止	107	
(1) 社会全体での見守り	65	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦や保護者が孤立しないよう、子育て支援施策、地域参加や見守りが重要。 何が虐待なのかを明示し、理解するための普及啓発の充実が必要。 体罰の禁止を明記すべき。 将来親になる方たちが、子育てについての正しい知識と現実を学ぶ機会が必要。 虐待をした親への厳罰を規定し、抑止力とするべき。
(2) 安心して頼れる環境づくり	32	<ul style="list-style-type: none"> 子育てをする親の負担を減らすよう、子供の預かりなどのサービスをより充実させるべき。 親の子育て不安に対応するため、面談する機会をより多く設ける必要がある。 妊娠中から行政が妊婦とつながり、できるだけ継続した相談体制を確保することが大切。
(3) 各種健診の確実な受診	10	<ul style="list-style-type: none"> 確実な健診の受診をねらいとするならば、周囲からの促しや呼びかけ、未受診者の把握も内容に含めるべき。 定期健診を義務化するべき。 未受診者を減らすため、受診することのメリットを強調して周知したほうがよい。
視点② 早期発見・早期対応	84	
(4) 通告しやすい環境づくり	23	<ul style="list-style-type: none"> 通告をためらわない工夫が必要。 24時間365日、また土・日曜日、祝日も相談に対応できるような体制を整えるべき。 早期の対応は確かに大事だが、行き過ぎた通告や対応などは地域社会の妨げになる危険性があることも認識すべき。
(5) 迅速な安全確認	33	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者、ライフライン業者、運輸業者などの家庭の状況を把握しうる民間事業者が児童相談所に情報提供しやすくなるような規定を設けるべき。 すべての子供を現認するようなシステムを作るべき。 児童相談所等だけでなく、民生・児童委員や地域のNPOなどを活用して子供の安全確認を行うべき。 諸決定を児童相談所だけで行うのではなく、関係機関を含めた協働チームでを行い、迅速に行動して欲しい。 細かなケースを想定したルール作りを行った上で、明確な手順に則って調査を行うべき。
(6) 関係機関の連携	28	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携の考え方において、民生委員・児童委員を加える事も必要だと思う。 引越、もしくはライフステージに合わせて、学校などを含めた広域での関係者間の連携を強化するべき。 虐待通告については警察と全件共有するべき。

項目	件数	御意見の抜粋
視点③ 子供とその保護者への支援	54	
(7) 子供に対する支援	31	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な家庭に訪問等定期的な関わりが必要。 虐待を受けた子供が親になった時、育児の方法や子供の愛し方がわからないなどにより、虐待の連鎖が生じないような長期的なサポートが必要。 一時保護所の環境整備をしっかりと行うべき。 責任をもって子育てをしてくれる家庭に子供を預ける里親制度を、より積極的に推進すべき。 親権が強く子供が何度も居場所を奪われているので、里親制度を進めるなら親権制度を見直すべき。 社会的養護への理解の促進について、より強いアピールを行うべき。 社会的養護出身者への支援の強化をより一層進めるとともに、社会で見守っていくということを東京都として宣言するべき。
(8) 保護者に対する支援	23	<ul style="list-style-type: none"> 保護者自身が被虐体験がある場合もあるため、保護者への治療を充実させるべき。 虐待家庭の再統合プログラムの充実と地域の見守り体制の構築により、保護者の負担を減らすことが必要。 安全確認に応じない保護者に対する罰則を作るべき。
視点④ 人材育成	48	
(9) 計画的な人材の確保・育成	47	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の人員確保や、専門性の向上が重要。 役割分担の上、児童相談所の職員一人に負担がいかないような体制を作るべき。 NPOなどの民間団体の活用や、人材育成のための支援も盛り込むべき。
(10) 事例検証の徹底	1	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事例に限らず、困難ケースの解決事例など、職員の専門性向上に資する事例研究を還元する仕組みも必要。
その他	42	
(11) 条例に関するもの（総論）	12	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の定義においては、例えば保育所・子ども食堂など、具体的な名称をもっと入れた方が身近に感じやすいのではないか。 条例も大事だが、その先においてどう具体化していくかが大切である。 「子供」という表記は、子どもを個人として尊重するという観点からは適切ではないため、「子ども」とすべき。
(12) 都の児童相談体制に関するもの	30	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談体制について、強化する内容の具体案をもっと挙げて示してほしい。 不当な子の連れ去りによる親子断絶に対して適切に対応すべき。

（取りまとめ・公表方法等）

- 1通の中にある、御意見と考えられる部分を件数としてカウントしております。
- 各御意見は、内容に最も近いと考えられるものに改めて分類しております。
- 御意見については、明らかな誤字・脱字等、掲載する際に一部表現の修正を行っています。
- 意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあります。

今回頂いた御意見は、
東京都児童福祉審議会をはじめとした条例案検討の場で参考にさせていただくとともに、
今後、条例の骨子案を作成した上で、改めて皆さまの御意見を伺う予定です。